



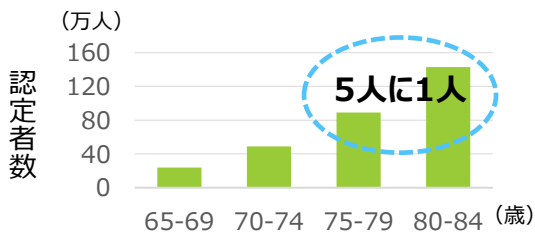
## もしもの介護に備えて「介護補償」があると安心です。



介護になったときの  
費用が不安...

### 介護は身近なリスク

● 要介護・要支援認定者数および認定率

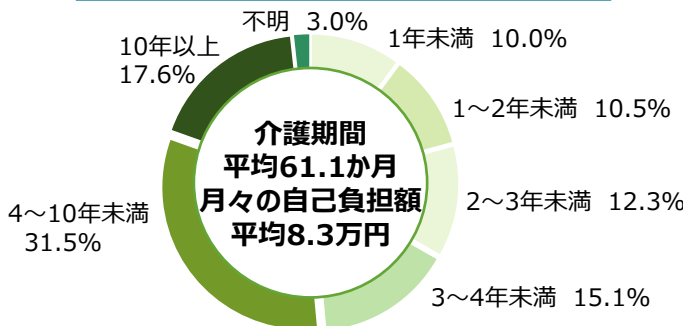


【出典】「令和2年度介護保険事業状況報告」(厚生労働省)  
「令和2年人口推計」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

75～84歳では5人に1人が  
要介護・要支援状態に

しかも

### 介護期間と自己負担額



【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

月々の自己負担額  
平均8.3万円

介護は長期間におよびます  
・約64%が3年以上  
・平均介護期間61.1か月

### 【費用総額のシミュレーション (1人あたり)】

月々の自己負担額  
平均8.3万円

×

介護期間  
平均61.1か月

=

費用総額  
平均約507万円

【出典】(公財)生命保険文化センター「2021(令和3)年度生命保険に関する全国実態調査」をもとに東京海上日動にて作成

※公的介護保険の自己負担分・公的介護保険対象外の自費出費額

実際に

「公的介護保険だけでは不十分」と感じている人が全体の59.1%にのぼっており、費用面での心配をしている方が多くいます。

【出典】(公財)生命保険文化センター「令和元年度生活保障に関する調査」

だから

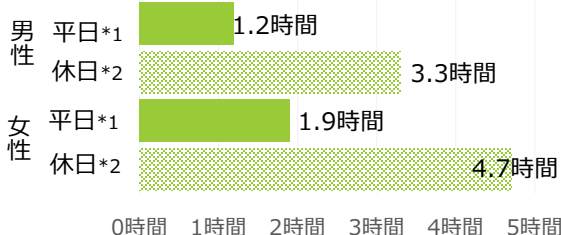
長期にわたる介護費用に備えた資金準備があると安心です。

### 介護と仕事の両立



介護で仕事をやめたくないなあ

● 働きながら介護を行っている人の平均介護時間

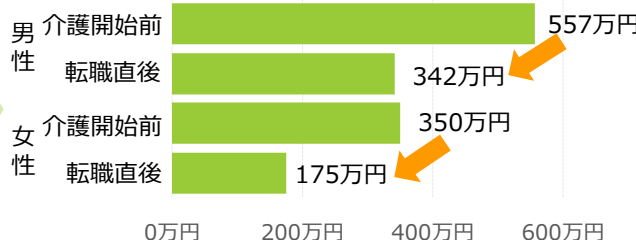


\*1 仕事ありの日 \*2 仕事なしの日

【出典】「平成29年就業構造基本調査」(総務省統計局)をもとに東京海上日動にて作成

働きながら介護を行う場合、  
経済的負担に加え、長時間にわたる介護で  
時間的にも大きな負担が生じます。

● 介護開始前(離職前)、転職直後の平均年収比較



介護離職を余儀なくされた場合、  
転職後の年収が大きく  
減少するリスクがあります。

【出典】(公財)ダイワ高齢社会研究財団「仕事と介護の両立と介護離職に関する調査(平成27年3月)」をもとに東京海上日動にて作成

だから

介護と仕事の両立ができるよう、ホームヘルパーの活用も見据え、  
資金準備があると安心です。

### 増加する認知症患者数の将来推計

65歳以上の 認知症 患者数	2012年	2015年	2020年	2025年	2030年	2040年
	462万人	517万人	602万人	675万人	744万人	802万人

【出典】「平成29年版高齢社会白書(概要版)」(内閣府)をもとに東京海上日動にて作成

認知症患者数は年々増加することが見込まれます。  
**介護補償は認知症アシスト**  
(サービスのご案内をご参照ください)で  
認知症の方ご本人やご家族を**支援**します。



# 介護補償（認知症アシスト付き年金払介護） 補償の説明

2/5

こんな時は  
おまかせください！

長期にわたる月々の介護費用に備えた  
資金準備ができます！



所定の要介護状態になった

## 補償ケース

保険の対象となる方が公的介護保険制度に基づく要介護3以上になった場合に、最初に要介護状態\*1となった日から毎年1回、その日を含めて最大で10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

### <4つの特長>

#### ■ 長期間の安心

介護補償（年金払介護）では、最大10年間（10回）保険金を受け取ることができますので、介護期間が長期にわたった場合も安心です。

#### ■ リーズナブルな保険料

保険金のお支払いを年金払方式とし、要介護状態\*1が継続している期間にのみ保険金をお支払いすることにより、リーズナブルな保険料を実現しています。

#### ■ 仕事と介護の両立

親を保険の対象となる方にご加入いただくことで、親が要介護状態\*1となった場合に備えることができます。

#### ■ 充実のサービス（認知症アシスト）

要介護状態\*1となった後も継続的に保険金をお支払いする介護補償（年金払介護）では、認知症になっても安心して生活いただけるよう、保険の対象となる方とご家族を支える各種サービス（検索支援サービス等）をご用意しています（サービスの具体的な内容は、「サービスのご案内」をご参照ください。）。

\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

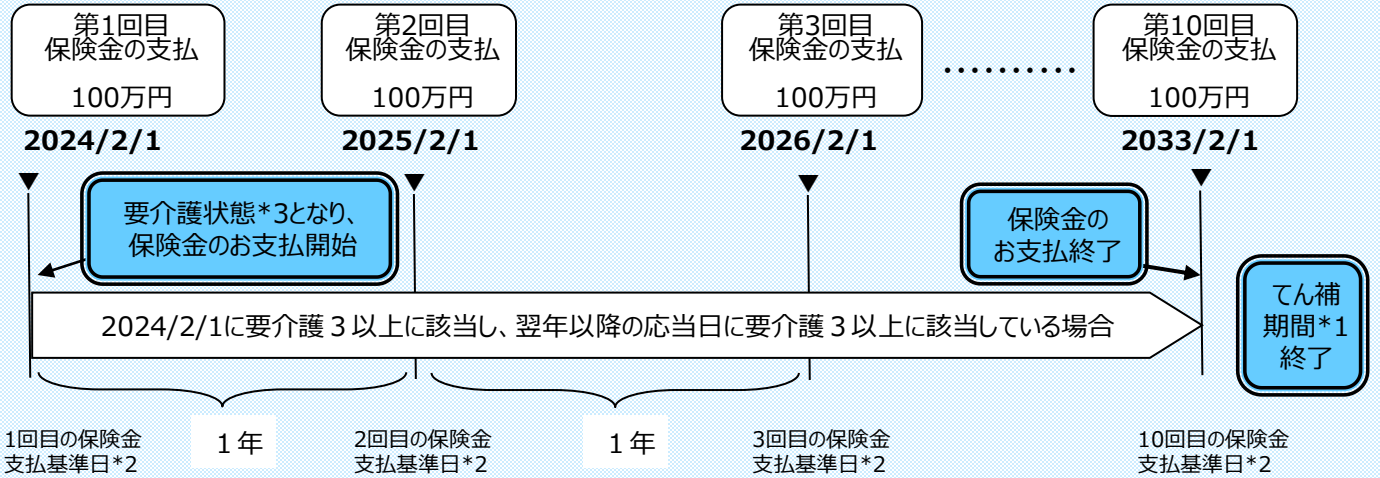


# 介護補償（認知症アシスト付き年金払介護） 補償の説明

## 介護補償（年金払介護）の保険金のお支払い方法

### 【例】

- ▶ 年金払介護補償保険金額（年額）：100万円
- ▶ 保険期間：1年間（2023/10/1～2024/10/1）
- ▶ てん補期間\*1：10年（10回目の保険金支払基準日\*2まで）



※ご加入後、保険金のお支払い方法を一時金払に変更することはできません。

※てん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間\*1中の保険金支払基準日\*2に、再度要介護状態\*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間\*1は1回目の保険金支払基準日\*2から通算した期間となります。

（例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態\*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。）

※てん補期間\*1中に死亡した後の保険金支払基準日\*2においては、保険金をお支払いしません。

\*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年（10回目の保険金支払基準日\*2まで）をいいます。

\*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態\*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。

\*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。



## 【公的介護保険制度の概要】

公的介護保険制度とは、介護保険法に基づく社会保険制度をいい、40歳以上の国民は全員加入し介護保険料を支払う義務があります。これにより、40歳以上の方が介護が必要になった時に所定の介護サービスを受けることができます。

## 【公的介護保険制度の被保険者（加入者）と受給要件】

公的介護保険制度における受給要件は、下表のとおり、年齢によって異なります。

年齢	39歳以下	40歳以上64歳以下*1	65歳以上
被保険者	被保険者ではない	第2号被保険者	第1号被保険者
受給要件	対象外	要介護、要支援状態が、末期がん・関節リウマチ等の加齢に起因する疾病（16種類の特定疾病）による場合に限定	原因を問わず以下の状態となったとき ●要介護状態 （寝たきり、認知症等で介護が必要な状態） ●要支援状態 （日常生活に支援が必要な状態）

\*1 公的医療保険（国民健康保険・被用者保険）の加入者である必要があります。

## 【公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分について】

公的介護保険制度における要介護（要支援）状態区分は、下表のとおり、要支援および要介護に分けられており、さらに、要支援は2つに、要介護は5つに分けられています。

状態区分	状態像
非該当 （自立）	歩行や起き上がり等の日常生活上の基本的動作を自分で行うことが可能であり、かつ薬の内服、電話の利用等の手段的日常生活動作を行う能力もある状態。
要支援	1 日常生活上の基本的動作については、ほぼ自分で行うことが可能であるが、日常生活動作の介助や現在の状態の悪化の防止により要介護状態となることの予防に資するよう、手段的日常生活動作について何らかの支援を要する状態。
	2 要支援1の状態から、手段的日常生活動作を行う能力がわずかに低下し、何らかの支援が必要となる状態の人で、部分的な介護が必要な状態にあるが、予防給付の利用により、現状維持及び状態改善が見込まれる状態。
要介護	1 要支援2の状態から手段的日常生活動作を行う能力がさらに低下し、部分的な介護が必要となる状態の人で、心身の状態が安定していない状態や認知機能の障害等により予防給付の利用について適切な理解が困難である状態。
	2 要介護1の状態に加え、日常生活動作についても部分的な介護が必要となる状態。
	3 要介護2の状態と比較して、日常生活動作及び手段的日常生活動作の両方の観点からも著しく低下し、ほぼ全面的な介護が必要となる状態。
	4 要介護3の状態に加え、さらに動作能力が低下し、介護なしには日常生活を営むことが困難となる状態。
	5 要介護4の状態よりさらに動作能力が低下しており、介護なしには日常生活を営むことがほぼ不可能な状態。



# 介護補償（認知症アシスト付き年金払介護） 補償の概要等

5/5

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、タイプ選択画面にてご確認ください。

保険期間：1年



## 介護補償（年金払介護）

保険の対象となる方が、保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合に、最初に要介護状態\*1となったその日から毎年1回、その日を含めて最大10年間（10回）にわたり保険金をお支払いします。

この補償については、死亡に対する補償はありません。

保険金のお支払対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき要介護状態\*1の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

\*1 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
介護補償基本特約 十年金払介護補償特約	<ul style="list-style-type: none"> <li>第1回年金払介護補償保険金 保険期間中に公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態となった場合 ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。</li> <li>第2回以後年金払介護補償保険金 既に第1回年金払介護補償保険金支払われた場合で、てん補期間*1中の保険金支払基準日*2ごとに、保険の対象となる方が要介護状態*3に該当しているとき ▶年金払介護補償保険金額をお支払いします。 ※てん補期間*1中の保険金支払基準日*2時点で、公的介護保険制度に基づく要介護3以上から要介護2以下に回復している年度は保険金をお支払いしません。その翌年度以降のてん補期間*1中の保険金支払基準日*2に、再度要介護状態*3に該当している場合は、保険金のお支払いを再開します。この場合も、てん補期間*1は1回目の保険金支払基準日*2から通算した期間となります。 (例：最初に保険金をお支払いした後、すぐに回復したため、翌年以降5年間保険金をお支払いをしていない場合、その翌年に別の理由で再度要介護状態*3に該当し、それが継続したとしても、その後の保険金のお支払いは最大4年分となります。)</li> </ul> <p>上記にかかわらず、保険の対象となる方がてん補期間*1中に死亡した後の保険金支払基準日*2においては、保険金をお支払いしません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた要介護状態*1</li> <li>保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた要介護状態</li> <li>保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた要介護状態（その方が受け取るべき金額部分）</li> <li>保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた要介護状態</li> <li>無免許運転や酒気帯び運転をしている間の事故により生じた要介護状態</li> <li>麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた要介護状態</li> <li>アルコール依存および薬物依存によって生じた要介護状態</li> <li>先天性疾患によって生じた要介護状態</li> <li>医学的他覚所見のないむちうち症や腰痛等によって生じた要介護状態</li> <li>この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態*2*3</li> </ul> <p>等</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 第1回年金払介護補償保険金の保険金支払事由に該当したその日から起算して10年間（10回目の保険金支払基準日*2まで）をいいます。</li> <li>*2 1回目は最初に保険金を支払うべき要介護状態*3に該当した日、2回目以降は1回目から数えて翌年以降の毎年の応当日をいいます。</li> <li>*3 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</li> <li>*2 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気やケガ等による要介護状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した要介護状態*4については、保険金のお支払対象となります。</li> <li>*3 要介護状態の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払対象とならないことがあります。</li> <li>*4 公的介護保険制度に基づく要介護3以上の認定を受けた状態をいいます。</li> </ul>

※保険期間の開始時以降に公的介護保険制度の改正が行われた場合には、その制度の改正の内容または程度等に応じ、この保険契約の保険期間の開始時点において有効な公的介護保険制度に基づく要介護3以上に相当すると認められる状態を要介護状態とみなします。

上記は団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、お問い合わせ先までご連絡ください。